

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者の皆さんへ ～現況届の提出をお忘れなく！～

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年1回現況届の提出が義務付けられています。これは受給者の所得状況や児童の養育状況など、受給資格を満たしているかを確認するためのものです。

下表の日程で受け付けていますので忘れずに提出してください。現況届の提出がない場合、8月分以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

受給者には個別に通知していますので、必要書類を確認の上、提出してください。

対象手当	受付日	受付時間	受付・問い合わせ先
児童扶養手当	8月20日(月)から 8月22日(水)まで	午前9時から 午後7時まで	子育て支援課 (子育て世代包括支援センター) ☎72-2212
特別児童扶養手当	8月20日(月)から 8月21日(火)まで	午前9時から 午後5時まで	健康福祉課 ☎72-6934
	8月22日(水)	午前9時から 午後7時まで	

※上記日程で提出できない場合には、8月31日(金)までに受付先に必ず提出してください。

～ひとり親家庭のママさん、パパさんへ～

お仕事探しのお手伝いします



【ひとり親家庭のための相談会を実施します！】

ひとり親の就業相談、就業支援や家庭内の悩みや困りごとについての相談を行っている県中保健福祉事務所が、子育て支援課で出張相談会を実施します。

安心して子育てができるよう、あなたに合ったお仕事を見つけましょう！

場 所	日 時	受付時間	受付・問い合わせ先
子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)	8月20日(月)	午前10時から 午後4時まで	子育て支援課 (子育て世代包括支援センター) ☎72-2212

※県中保健福祉事務所ではひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の方の支援を行っています。上記の日程以外でもお仕事をお探しの方や転職をお考えの方、家庭内のさまざまな悩み、困りごとについても相談をお受けしています。

○利用時間 平日午前9時から午後5時まで

●県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7809